

第7期 雲南市農業委員会第30回総会議事録

1. 日 時 令和4年12月21日（水） 13:30～14:32

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員（18名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
5番 柳原 昌広	6番 高橋美佐子	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭
10番 新田 清	11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武
14番 渡部 晴夫	15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子
18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎		

4. 欠席委員（1名）

9番 高橋 一裕

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田 勇二	局長 田部 公利	主査 白築 香	主幹 小林 弘典
主事 新田 悠葉	主査 武田 知之		

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第206号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第207号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第208号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について
- ・議第209号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第210号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
- ・議第211号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第212号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第213号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について
- ・議第214号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願い致します。
議 長	ただ今の出席委員は、18名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第30回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
議 長	日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、5番柳原昌広委員、6番高橋美佐子委員を指名いたします。
議 長 事務局	日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】 <ul style="list-style-type: none">・農地法第5条第1項の規定による届出の受理について・合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について・農地法第4条第1項第9号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について・田畑転換届の受理について・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について・会議等の報告事項 情報委員会委員長からいなたひめ第54号の報告有り。・会議等の予定
議 長	以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願い致します。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第206号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。なお、今回は案件の中で議事参与に該当する案件がございますが、該当の委員が本日は欠席されておりますので、全ての案件について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書10ページ、議第206号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。11ページをご覧ください。図面については別添1ページから掲載しています。 番号1番から3番、〇〇町〇〇地区で地目は田3筆で関係者は1名、合計面積は

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>3, 744㎡です。令和4年12月6日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号4番から10番、〇〇町〇〇地区で地目は田3筆、畑4筆で関係者は5名、合計面積は4,615㎡です。令和4年12月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号11番、〇〇町〇〇地区で地目は畑1筆で関係者は1名、面積は338㎡です。令和4年12月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号12番から18番、〇〇町〇〇地区で地目は畑7筆で関係者は1名、合計面積は1,877㎡です。令和4年12月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号19番から33番、〇〇町〇〇地区で地目は田2筆、畑12筆で関係者は2名、合計面積は8,031㎡です。令和4年12月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号34番と35番、〇〇町〇〇地区で地目は畑2筆で関係者は1名、合計面積は989㎡です。令和4年12月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号36番から41番、〇〇町〇〇地区で地目は田2筆、畑4筆で関係者は4名、合計面積は2,808㎡です。令和4年12月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号42番と43番、〇〇町〇〇地区で地目は畑2筆で関係者は1名、合計面積は1,897㎡です。令和4年12月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号1番から43番の筆数は田12筆、畑31筆の合計43筆。面積は田13,632㎡、畑10,667㎡、合計24,299㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然壊廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第206号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第206号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第206号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>次に、議第207号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書15ページ、議第207号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書16ページをご覧ください。図面資料は9ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は1,993㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は高齢になり耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受けて農業経営を行うということです。譲渡人が体調不良になり耕作できなくなった申請地を近所に住む譲受人がもらい受けて耕作、管理を行うことになったそうです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は287㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は労働力不足により耕作が困難になった。譲受の申請事由は申請地を譲り受けて農業経営を行うということです。譲受人は申請地の隣接地を耕作しており申請地も併せて今後も変わらず耕作を行うとのことです。また、作業は主に譲受人の家族の方がされているようです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
10番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
10番	10番です。申請番号1番について補足説明いたします。付属資料の10、11ページをご覧ください。申請地は〇〇町と〇〇市の境から県道を500mぐらい下がったところにあります。申請地は宅地を挟んだ2筆ですが、3年ぐらい前から耕作がされておらず、耕作放棄地化が進んでいる状況です。譲受人の住居はこの申請地に近く、今回譲り受けて耕作をされるということになりました。譲受人は農業経営をされている方であり、問題ないと考えますのでご審議をよろしくお願い致します。
議 長	他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、議第207号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第207号農地法第3条の規定による許可申

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第207号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第208号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得、下限面積、別段の面積の設定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ、議第208号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得、下限面積、別段の面積の設定についてを説明します。議案書18ページをご覧ください。資料は図面資料の14ページからです。議案書18ページの別表2、空き家付き農地に係る下限面積別段の面積の設定について、変更がありますのでご説明いたします。今回、空き家付き農地について1件の追加登録依頼があったため、令和4年11月17日の総会でご審議いただき告示した内容を農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき変更したいと考えております。図面資料の18ページをご覧ください。今回追加依頼があった農地は一覧表のナンバー67の2筆です。指定追加に係る農地の状況については図面資料16、17ページに掲載しております。これにより、空き家付き農地は変更前の2物件4筆から3物件6筆に変更となります。なお、告示については変更後の下限面積別段の面積の設定を承認いただいたのち、速やかに行う予定としております。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明しましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第208号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得、下限面積、別段の面積の設定については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第208号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得、下限面積、別段の面積の設定については、提案のとおり決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第209号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書19ページ、議第209号農地法第4条の規定による許可申請について提出があった案件の説明をいたします。20ページをご覧ください。図面は、19ページから掲載していますので一緒にご覧ください。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は161㎡です。申請人は議案書のとおりで転用目的は車庫です。転用理由は現在、車を庭に駐車し農機具は元牛舎に保管しているが狭く使いづらい。また、雪深いため車と農機具を一緒に管理できる屋根付きの車庫を建築したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の公共投資の対象となった農地であるこ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>とから第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合の集落接続に該当すると考えます。本件は第1種農地であることから島根県農業会議が設置する常設審議委員会の諮問案件となります。この案件については本日のところで許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第209号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第209号農地法第4条の規定による許可申請について、本案件は島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となるため、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第209号農地法第4条の規定による許可申請について、本案件は申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第210号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書21ページ、議第210号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを説明します。議案書22ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、図面資料は25ページからです。申請地は〇〇町〇〇の1筆で、令和2年4月22日に今回の譲渡人が個人住宅を建築するという目的で5条の許可が出されています。許可後に元の所有者から所有権移転を行いました。その後、急な都合により建築資金が不足してしまったため途中で建築を断念してしまったとのことです。12月6日に現地確認を行ったところ、資料の25ページのような状態で、造成工事と上下水道の配管工事までは終わっているとのことです。この度、譲受人が住宅建築のための土地を探していたということで、事業者を譲受人に変更し申請地を譲り受けて住宅を建築するとのことです。事業計画変更後の具体的な転用計画については議第211号農地法第5条の規定による許可申請でご説明します。</p> <p>申請番号2番、図面資料は29ページからです。申請地は〇〇町〇〇の1筆で、令和4年5月24日に災害復旧工事のための資材置場として利用するという目的で5条の一時転用許可が出されています。許可当時の転用期間は令和4年12月31日までとなっています。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>したが、令和5年3月31日まで延長したいとのことで計画の変更申請が出ております。理由としては、当初の計画から工事量が増えたことにより工期が伸びてしまったため、資材置場も延長して利用したいとのことです。一時転用は原則3年までとなっておりますが、今回期間を延長しても3年以下となりますので問題ないと思われま。以上ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第210号についての説明を終わります。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第210号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第210号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第211号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書23ページ、議第211号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書24ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番は、先ほどご審議いただいた議第210号農地法第5条の規定による事業計画変更申請の申請番号1番の案件の変更後の具体的な事業内容についてです。図面資料は戻っていただいて25ページからです。〇〇町〇〇の1筆で申請面積は223㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は借家住まいで狭く不便なため申請地に住宅を新築したいとのことで、居宅1棟53.98㎡とカーポート1棟28.6㎡を建築されます。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号2番、図面資料は32ページからとなっております。〇〇町〇〇の1筆で申請面積は45㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。持分2分の1を権利移転され共有名義とされます。転用目的及び転用理由は駐車場への進入路が狭く不便なため拡張したいとのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から平成25年より隣接する駐車場への進入路として使用してしまつたとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は都市計画区域内の第1種住居地域に指定されていることから、申請番号1番と同じです。第3種農地は原則転用可能です。以上報告しますのでご審議よろしくお</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>願います。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
17番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
17番	<p>17番です。申請番号2番の案件についてご説明いたします。こちらについては、始末書案件であり、聞き取りも行っております。図面の32、33ページをご覧ください。今回の申請地は32ページの白線となります。申請地の隣接は既に進入路として雑種地の登記がされており、白線の手前側が〇〇の駐車場として利用されています。平成25年11月頃から職員駐車場として利用されており、その際の進入路として使用してしまったということです。始末書につきましては、農地法の許可を得て工事着手すべきところ、認識不足から事前着工しておりましたということで、再びかかる不祥事をいたさぬよう十分に注意致しますということで出されています。よろしくご審議の程をお願い致します。</p>
議 長	<p>他に補足説明は有りませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>以上で、議第211号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第211号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第211号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第212号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書25ページ、議第212号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書26ページをご覧ください。今回は設定件数35件で内訳は〇〇町2件、〇〇町7件、〇〇町11件、〇〇町15件、このうち〇〇町6件、〇〇町10件、〇〇町の15件はしまね農業振興公社が介在する一括方式による転貸で、譲渡人から借受けた農地を、公社から受け手への一括転貸が含まれています。また、借り受け戸数は9戸となっております。今月は所有権の移転がありますのでご説明いたします。40ページの所有権移転総括表をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第5条第3項の規定により、県が指定する農地中間管理機構である公益財団法人しまね農業振興公社は、農地を出し手農家から買い入れ中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。今月の所有権移転の合計は2筆で2,566㎡です。この全ての計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する〇〇町と〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願ひたいと思ひます。あの時計で14時15分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">・・・・・・（休憩）・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、議事参与の制限に該当する一括方式の申請番号5番から22番の18件を除く案件について、〇〇町よりお願ひします。</p>
7 番	<p>はい、7番です。〇〇町分は2件でございます。いずれも再設定であり、この内1件は受け手の方が推進委員でございます。2件とも適当と判断いたしますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長 18 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p> <p>はい、18番です。3番は再設定でございます。一括方式の1番から4番にかけては新規ではありますが、受け手が農事組合法人ということでいずれも問題は無いと判断いたしましたので、よろしくお願ひ致します。</p>
議 長 11 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p> <p>はい、11番です。4番の案件につきまして再設定ということで問題ないと判断いたしました。ご審議の程をよろしくお願ひ致します。</p>
議 長 16 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p> <p>はい、16番です。番号23番か25番までの新規は受け手が社会福祉法人でございますので問題ないと判断いたしました。審議の程をよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（無しの声 あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（無しの声 あり）</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第212号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する一括方式の申請番号5番から22番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし の声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第212号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する一括方式の申請番号5番から22番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。一括方式で〇〇町及び〇〇町分の申請番号5番から22番の18件の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、4番委員にはご退席願ひます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(4番委員 退席)</p> <p>それでは、申請番号5番から22番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を○ ○町及び○○町より、発表させていただきます。</p>
11番	<p>はい、11番です。5番から13番までは新規の案件ですが受け手が農業法人でございます。問題ないと判断いたしましたので、ご審議の程をよろしくお願い致します。</p>
16番	<p>はい、16番です。○○町分は全て新規ではございますが、受け手が農業法人であることから問題ないと判断いたしました。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第212号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する一括方式の申請番号5番から22番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議 ございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第212号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する一括方式の申請番号5番から22番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>4番委員にはご着席願います。</p> <p>(4番委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、議第213号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についてを議題とします。国土調査課より説明を求めます。</p> <p>(説明者 自己紹介)</p>
国土調査課	<p>議第213号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についてを説明します。今回の対象地区は事業計画区域名、○○町○○地区、○○工区についてお願いします。それでは今回お諮りする○○工区について説明します。資料の35ページをご覧ください。○○工区の実施区域図となります。太線で囲んだ箇所が今回の調査実施区域です。位置的には、東は雲南市○○町○○及び○○町○○、北は○○工区、南は○○工区、西は○○工区に隣接となっています。調査実施面積は1.17km²を実施しています。次に議案書の43ページの地目変更一覧表をご覧ください。まず、1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目について田が24筆、畑が32筆、合計56筆でした。調査後についてですが、田から他の地目として調査した内訳です。山林が22筆となっています。次に畑の内訳です。山林が27筆、公衆用道路が1筆となり、調査後の田及び畑について他の地目となった筆の合計が56筆となっています。調査後の筆数については、調査による一部地目変更により複数の地目が変わった場合は、それぞれ調査後の地目の筆数に数えています。続いて2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、まず田については調査前の筆数は24筆、面積については0.93haありましたが、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>調査後につきましては筆数が0筆、面積が0.00haと変動しています。畑につきましては調査前の筆数は32筆で、面積については0.96haありましたが、調査後につきましては筆数が0筆、面積が0.00haと変動しています。筆数の変動については、地目変更により変わってきており、面積については、地目変更による筆数の減により面積変動が生じる要因となっています。また調査前の面積は登記簿の面積であり、調査後については現代の測量技術にて現地を実測した面積です。次に議案書の44ページをご覧ください。地目別筆数面積変動表等調書ですが、農地以外の地目についても調査前後の筆数、面積を載せてあります。詳細な説明については割愛させていただきますのでご覧いただきますよう宜しくお願い致します。以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第213号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第213号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第214号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書45ページ、議第214号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則についてを説明します。議案書46ページをお開き下さい。年明け3月には農地利用最適化推進委員の公募が予定されていることから、本案件はこの公募に向けての条件を整えるためのものがございます。本規則第2条に担当区域及び募集人数が定められており、別表にて市内の大字を単位としたまとまりの区域が設定されています。この担当区域の一部を変更するものであり、具体的には2点ございます。まず、1点目は木次町の東日登、新市、寺領、宇谷を一つのかたまりとして設定していたなかの新市を移動させ、山方、里方、下熊谷、木次、新市とするものです。2点目は掛合町掛合の単独であった区域を多根、松笠と一体化し、推進委員を2名とするものです。この結果、区域総数が23であったものが、22となります。なお、議案提出に際しては、両町の農業委員並びに推進委員の協議、地元総合センターとの協議を経ていることを補足させていただきます。この規則の告示日は、本日、令和4年12月21日、施行日は令和5年1月1日からとし、現在の第7期の委員には適用しないという経過措置が含まれます。以上、ご審議の程をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声 あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第214号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則については提案のとおり制定することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声 あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第214号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則については提案のとおり制定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(14:32終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____